

『日本近代教育史事典』一九七一年（平凡社）
〔37〕 産業教育／大正・昭和前期

職業学校規程

大正九年（一九二〇）実業学校令の改正にともない同十年一月に制定された。従来からの実業学校のほかに、社会状況に応じてその他の実業教育を行なう職業学校が認められたのである。これによれば、裁縫・手芸・料理・写真・簿記・通信その他各種の職業について学科を設けることができる。修業年限は二年以上四年以内、入学資格は尋常小学校卒業程度としている。

（矢口 新）

実業教育振興委員会

昭和十年（一九三五）六月文部省は、実業教育全般の問題に検討を加えるため、ひろく実業家、教育者、学者、関係官庁当局者を含めて実業教育振興委員会を設置した。そして文部大臣は諮問第一号として「我国産業ノ趨勢ニ鑑ミ実業教育振興ノ方策如何」を諮問した。馬場鑣一が特別委員長になって、関係一六六団体から意見を求めて答申した。第二号は「時局ニ対処スヘキ実業教育の方向」であった。

（矢口 新）

商業学校の工業学校への転換

昭和十八年（一九四三）「教育に関する戦時非常措置方策」が発表され、男子商業学校の工業学校等への転換が行われた。すなわち昭和十九年度において工業学校、農業学校、女子商業学校へ転換するものを除いて、これを整理縮小するという措置が定められた。これにより全四五〇校のうち四八校をのぞいてそれぞれ転換、あるいは廃校が定められたが、実際に勤労働員によってすべてが学業を放てきすることになった。

（矢口 新）